

# 土壤汚染対策法第4条第1項に基づく 土地の形質変更の届出書作成の手引き

令和6年5月  
鳥取市 市民生活部 環境局環境保全課

この手引きは、鳥取市の管轄区域（鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町）の届出に係る手続きについて記載しています。

## はじめに

土壌汚染対策法（以下「法」という。）は、土壌の汚染状況を把握して、人への健康被害を防止するための対策を定めること等により、国民の健康を保護することを目的としており、土壌汚染状況調査や土壌汚染のある土地の適切な管理について定めています。

本手引きは、令和4年7月1日以降の法第4条1項に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」に係る手続きについて記載しています。

### 1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は「土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が 3000m<sup>2</sup> 以上となる行為。(ただし、有害物質使用特定施設<sup>\*</sup>を設置している事業場の敷地においては900m<sup>2</sup> 以上。)」です。

また、異なる敷地で行われる行為であっても、同一の事業の計画や目的下で行われるものであるか否か、個別の行為の時間的近接性、実施主体等を総合的に判断し、土地の形質の変更部分の面積の合計が 3000m<sup>2</sup> 以上（有害物質使用特定施設を設置している事業場においては900m<sup>2</sup> 以上）となる場合には全体を一つの行為とみなし、届け出の対象となります。

#### 土地の形質の変更とは？

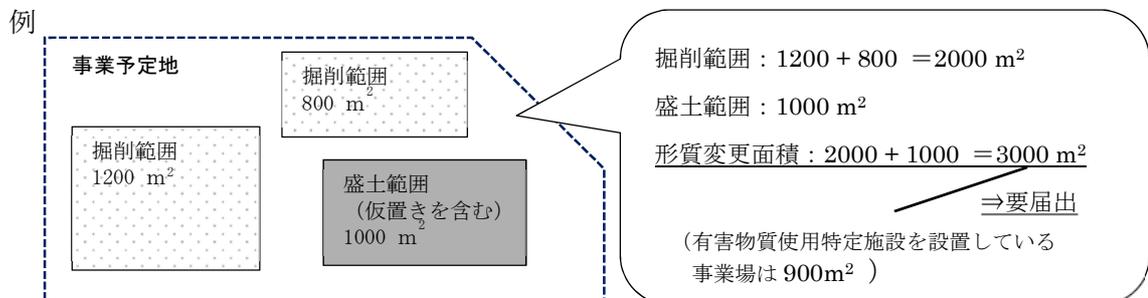
土地の形状を変更する行為全般をいい、具体的には掘削と盛土のことをいいます。

舗装、建物の基礎の撤去等に伴う原地盤の形質の変更も土地の形質の変更にあたります。

河川等の浚渫は、土地の形質の変更（掘削）に該当しません。

ただし、次のいずれかに該当する場合、届出は不要です。（法規則第25条）

- ① 形質変更の深さが最大 50cm 未満であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ③ 林業のように供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 市長が指定した土地において行われる土地の形質の変更（当面指定の予定はありません。）



※「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設のうち、特定有害物質（3 ページ参照）を使用、製造または処理する施設を指します。当該施設廃止後、土壌汚染状況調査の結果報告を行うまでの期間又は法第3条ただし書きの確認を受けるまでの期間においても届出対象となります。

## 2 届出の義務者

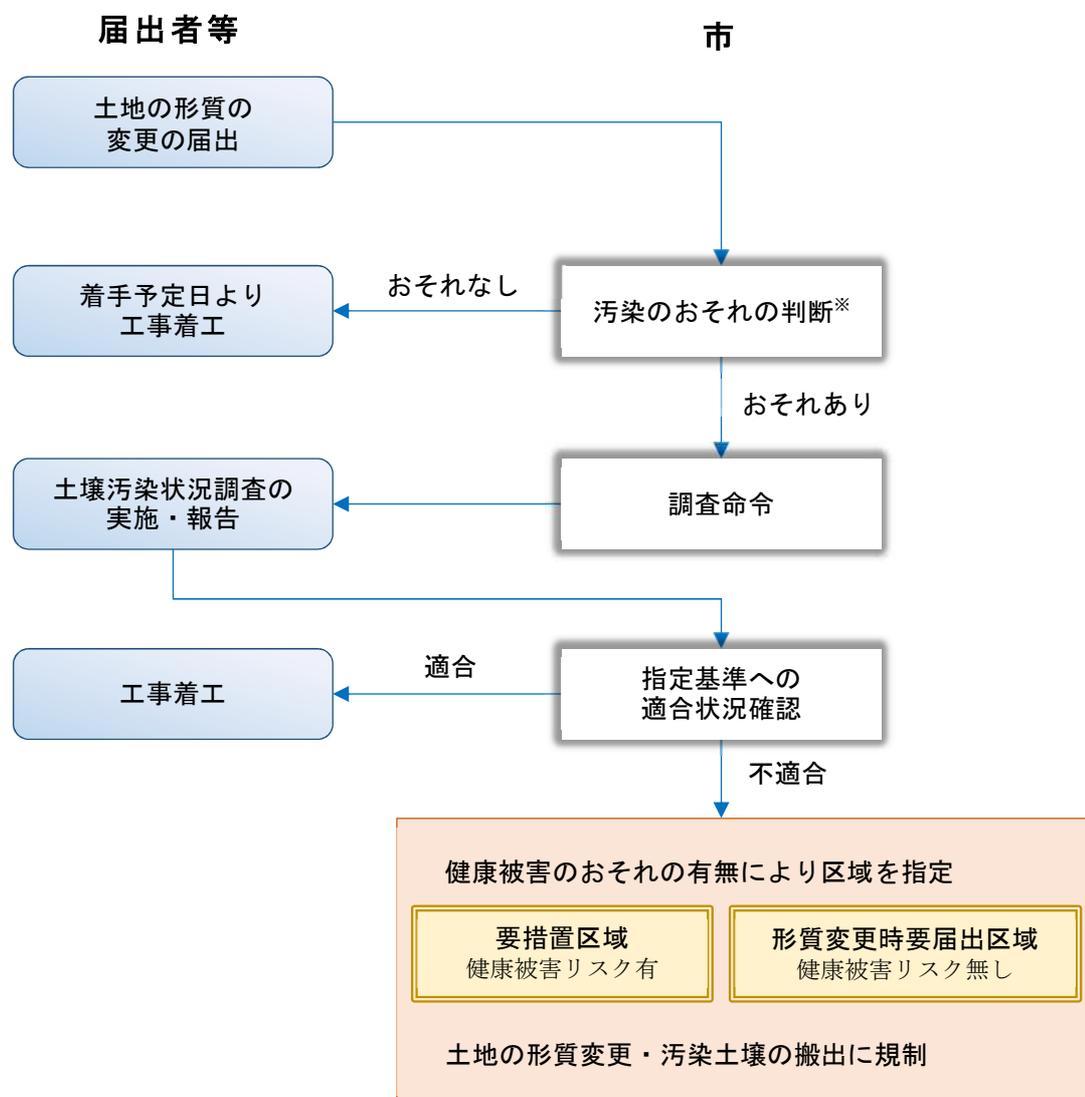
届出の義務を負う者は「土地の形質を変更しようとする者」であり、その施工に関する計画の内容を決定するものとなっています。土地を借りて開発を行う場合は開発事業者、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

## 3 届出の期限

届出書の提出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行う必要があります。ここにいる「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

## 4 届出の流れ

届出の流れは、以下のようになります。届出後、その土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると市長が判断<sup>※</sup>した場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。



※ 汚染のおそれの判断の基準は次ページ6を参照してください。

## 5 法第4条第2項に基づく調査結果の提出

あらかじめ土壤汚染状況調査を実施し、法第4条第1項の届出に併せて調査結果を提出することができます。ただし、指定調査機関が行った公正かつ法規定によるものに限る等、条件がありますので事前に市に御相談ください。

## 6 汚染のおそれの判断基準

土壤汚染対策法施行規則第26条に基づき、当該土地が下記の基準に該当するか判断します。

- |  |
|--|
| ① 土壤の特定有害物質による汚染状態が法第6条第1項第1号の環境省令で定める基準に適合しないことが明らかである土地                    |
| ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地                         |
| ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地                |
| ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地 |
| ⑤ ②③④に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地                           |

## 7 特定有害物質一覧

第1種特定有害物質	第2種特定有害物質	第3種特定有害物質
クロロエチレン	カドミウム及びその化合物	シマジン
四塩化炭素	六価クロム化合物	チオベンカルブ
1,2-ジクロロエタン	シアン化合物	チウラム
1,1-ジクロロエチレン	水銀及びその化合物	ポリ塩化ビフェニル(PCB)
1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	有機りん化合物
1,3-ジクロロプロペン	鉛及びその化合物	
ジクロロメタン	砒素及びその化合物	
テトラクロロエチレン	ふっ素及びその化合物	
1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
1,1,2-トリクロロエタン		
トリクロロエチレン		
ベンゼン		

## 8 届出に必要な書類

提出書類		備考
1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6） ・全ての地番を記入。記入できない場合は代表地番を記入し「外○筆」とし、別紙に筆一覧を添付。	【記載例1】
2	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 ① 平面図 ② 立面図 ③ 断面図 ④ 位置図（土地の周辺の状況がわかるもの） } 土地の形質の変更が行われる範囲が明示され、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。	【記載例2】
3	形質変更をしようとする者が土地の所有者等でない場合、土地の所有者等を確認できる書類 ・土地の登記事項証明書その他の土地の所有者等の所在が明らかとなる書面及び公図の写し ・なお、形質変更をしようとする者が土地の所有者と同一の場合も、確認のため当該書類の添付をお願いします。	取得から概ね3ヶ月以内のもの

※届出前にあらかじめ土壌汚染状況調査を実施し、その結果を届出と併せて提出することが可能です。ただし、指定調査機関が行った公正かつ法規定の方法によるものに限るため、事前に市に御相談ください。

## 9 提出部数

提出部数は1部です。届出書の提出時は窓口にお越しください。

- ・副本が必要な場合は、正副2部提出してください。
- ・副本は届出内容の審査後に、受付印を押印して窓口にて届出者に返却します。

※窓口で相談や届出をされる方は、電話（下記記載）での事前予約に御協力をお願いします。

## 10 提出先（届出窓口）

形質の変更場所	提出先	住所	電話番号
鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町	鳥取市市民生活部 環境局環境保全課	〒680-8571 鳥取市幸町71番地	0857-30-8094

# 【記載例1】一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取市長 殿

**法人の場合は所在地、法人名及び代表名、個人の場合は住所及び個人名を記入してください。**

鳥取県鳥取市〇〇町〇丁目〇番〇号  
届出者 〇〇開発株式会社  
代表取締役 鳥取 太郎

第3条第7項  
第4条第1項の規定により

土壌汚染対策法

**全ての地番を記入してください。地番が多数あり、全てを記入できない場合には代表の地番を記入してください。残りの筆数を「外〇筆」とし、別紙に筆一覧を添付してください。**

とおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	鳥取市〇〇町〇丁目1番、2番の一部、3番	
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	〇〇〇〇.〇㎡（うち掘削部分の面積〇〇〇〇.〇㎡） 最大掘削深度〇〇m	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のた だし書の確認を受け た 3 月 よ り の 土 地 の 形 質 の 変 更 を す る 場 合	工場又は事業場の名 称	
現在有害物質使用特 定施設等が設置され ている工場又は事業 場の敷地において法 第4条第1項の規定 による土地の形質の 変更をする場合	有害物質使用特定施 設の種類	65 酸又は
	有害物質使用特定施 設の設置場所	鳥取市〇〇町
	特定有害物質の種類	ふっ素及びその化合物

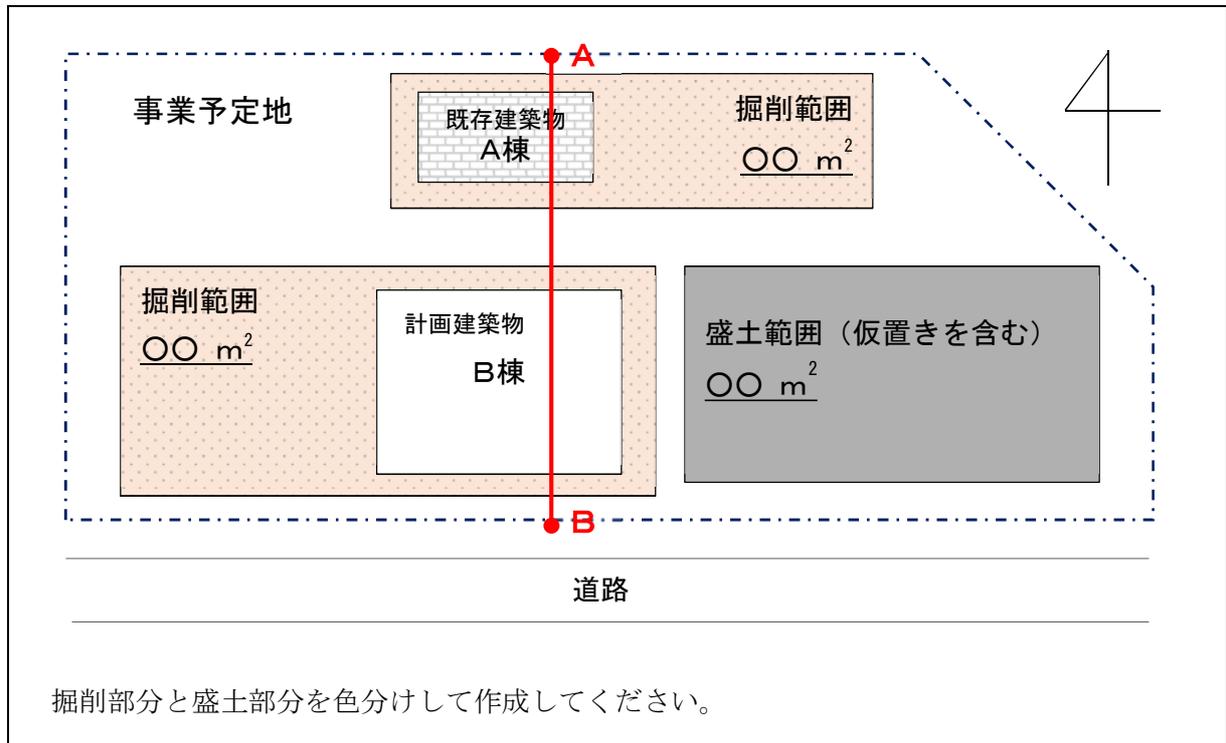
**届出日から30日以降で、実際に土地の形質の変更を開始する日を記入してください。**

**記載例2を参考に平面図、断面図、立面図、位置図を作成してください。**

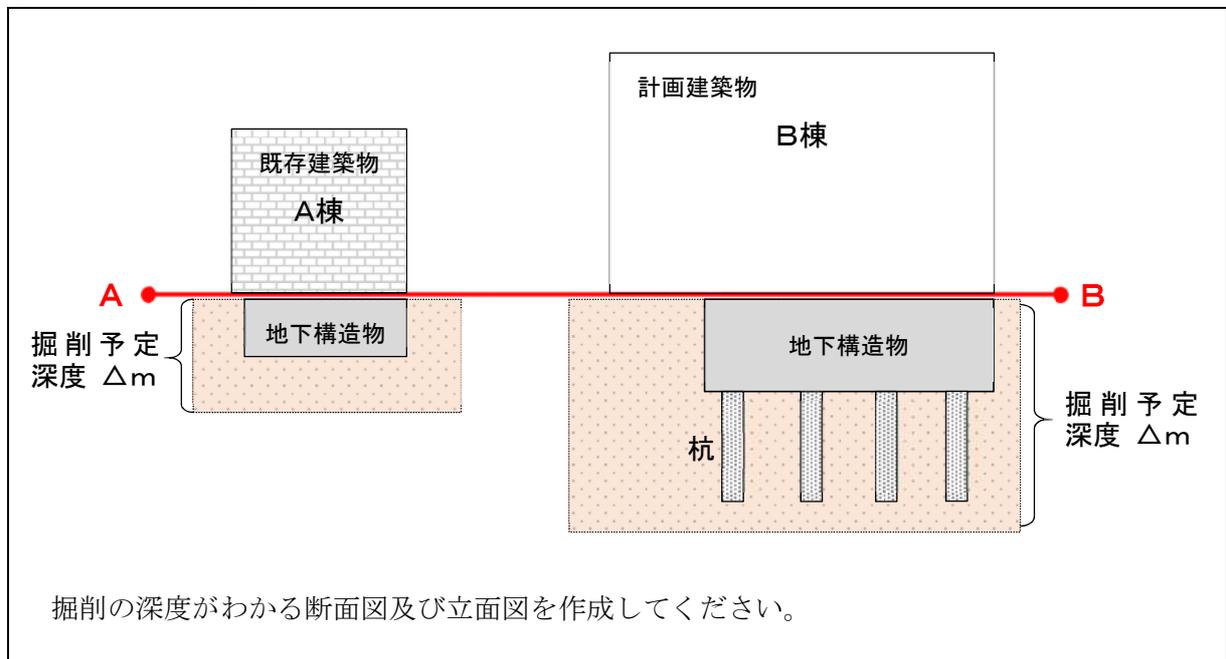
**有害物質使用特定施設を設置している工場において、900㎡以上の土地の形質変更を行う場合は記入してください。該当しない場合は斜線を引いてください。**

## 【記載例2】土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

### ①平面図

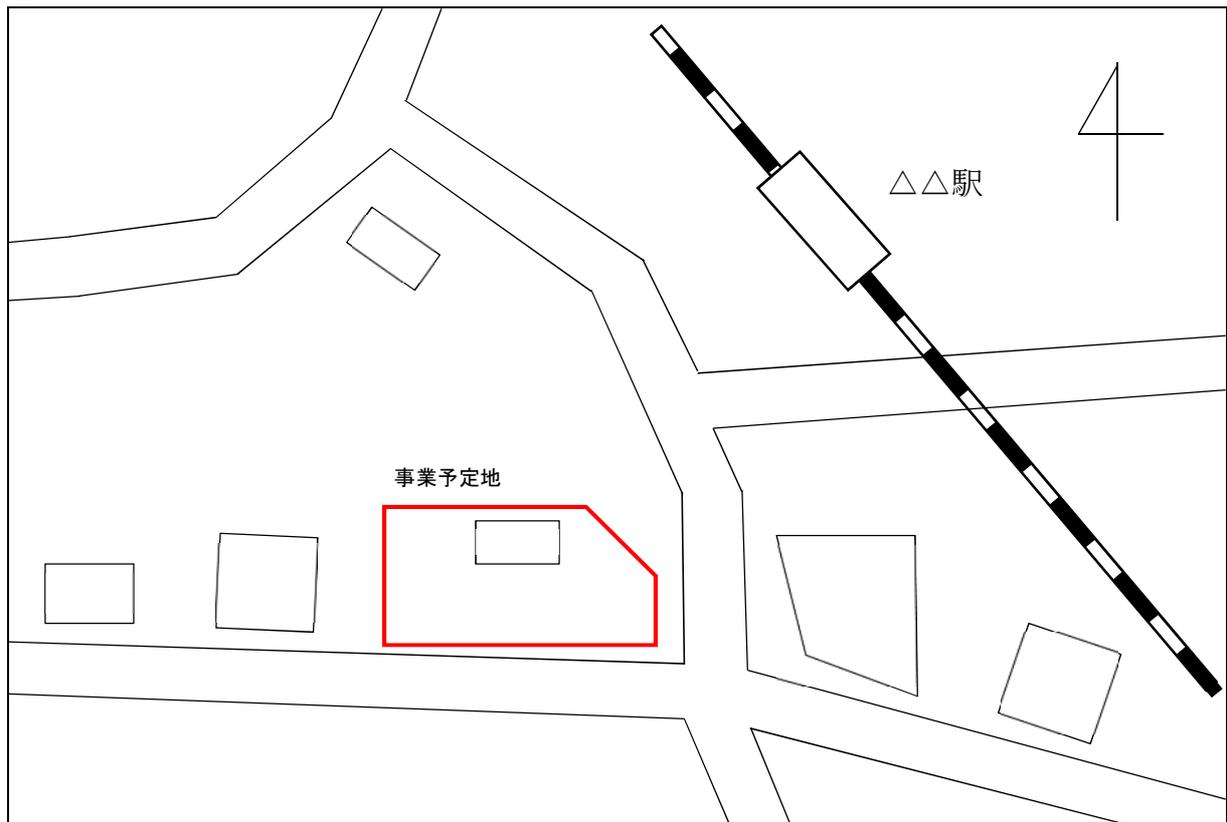


### ②断面図 及び ③立面図



※計画を変更し形質変更の面積が増加する場合は、届出書の再提出が必要です。事業内容が確定していない場合は、掘削範囲等を広めに届出を行うことをお勧めします。

④位置図



※市販の地図を利用する場合は、著作権にご注意ください。